八尾市餓死事件の経過と問題点

2020.3.31　吉永

１　経過（2020年2月28日毎日新聞（毎）、八尾市の説明資料（市）による）

毎（１）2020年2月22日遺体発見時の状況

訪問したケアマネが、呼びかけに応じなかったので、無施錠のドアを開けて、母（57歳）と長男（24歳）の遺体を発見した。母親は布団で、長男は隣の介護用ベッドであおむけに倒れていた。母親は死後1カ月以上、長男は同10日（原因は低体温症）。水道、ガスは止められ、食べかけのマーガリンと小銭などしか残っていなかった。

（２）親子の身体、生活状況、近隣との関係

　母親は、足が悪く、くも膜下出血の手術を受けたことも。長男は、高卒後介護の事務職やコンビニ、鉄工所など職場を転々。支援してくれていた元夫も数年前に病死。長男は足の悪い母親の「つえ代わり」となっていつも肩を貸していた。収入は母親の生活保護費だけで生活は苦しかった。2019年秋ころ「食べるものがない」と知人女性から5000円借りて凌いだりしていた（返済している）。

（３）生活保護など市の対応について

・2019年春頃、八尾市内の長屋で家賃滞納し退去を余儀なくされている。

・生活保護は母親が単身で受給。

|  |
| --- |
| 市2019年7月5日　現住居へ転居。同年　7月～12月来庁し保護費受給。 |

・2019年12月5日に、母親は12月分保護費を受け取りに市役所に来たが、（12月末に

支給される）1月分保護費を受け取りには来なかった。市は母親に電話したり家族（長

男以外）に伝言を頼んだりしたが安否確認できなかった。母親は2月初めの2月分保護

費も受け取りに現れなかったため、職員が2月10日に訪問したが応答なく、無施錠の

室内をのぞいたが異変には気付かなかった。さらに、 2月18日に、市は、行方不明者

|  |
| --- |
| 市2019年12月26日　1月分保護費の支給日に母親は来庁せず、本人に電話したが不通。本人の母に電話連絡して本人に伝言を依頼。自宅訪問したが応答なし、連絡票を投函。水道局へ水道料金の納付状況を確認。　 2020年1月8日　自宅訪問したが応答なし、連絡票を投函。本人の母に電話連絡して本人に伝言を依頼。　　同年　2月5日　2月分の支給日であるが母親は来庁せず。　　同年　2月10日　自宅訪問したが応答なし。連絡票を投函。　　同年　2月18日　保護廃止決定（1月1日に遡及して廃止） |

として保護の廃止を決定した。

・水道局は1月15日に滞納により配水を停止した。従業員がこの前後に複数回訪問したが応答はなかった。

|  |
| --- |
| 市2019年7月5日　同年3月、5月の2回、料金滞納により配水停止となっていた。本人が水道局に行き料金を納付（最後の納付・新住居の開栓日）。同年　8月　　　本人からの電話で料金の納付を約束するも実績無く、電話３回、訪問１回したが面談に至らず。同年11月12日　訪問したが応答なし。停水予告書投函。同年11月18日　携帯へ電話。納付を約束したため停水中止。同年11月28日　自宅訪問。本人在宅、納付を約束するも納付実績なし。　　　　　　　　この間、電話3回、自宅訪問4回をしたが全て面談に至らず。　2020年1月8日　訪問したが応答なし。停水予告書投函。　　同年1月15日　料金滞納により停水。　　同年1月22日　自宅訪問したが応答なし。　　同年2月19日　自宅訪問したが応答なし。 |

・市は本件の対応について「自宅を訪問したり、家族に伝言を頼んだりしており、対応は適切だった」と説明。

２　問題点

　・死亡推定時期を、母親は1月20日頃、長男は2月10日頃とする。

（１）生活保護実施上の問題点

ア　本件は生活保護を現に受給していた世帯が餓死した事件である。世帯の状況を市は把握していたはずなのになぜこのような事件が発生したのかが問題となる。

イ　長男の扱い

毎日新聞の報道によれば、長男はいつもいっしょにいて母の介護をいていたとのことである。長男も無職で収入がなければ、生活保護世帯として保護すべきことになる。長男が同一の世帯に入っていれば、すくなくとも4〜5万円程度の保護費はプラスされていたはずなので、最悪の事態は避けられた可能性がある。

2019年7月に現住居で保護が始まるまで追い出された前住居で保護を受給していたようであるが、その時には長男が保護対象であったかどうかを確認する必要がある。

（この点、市は「母親は「息子はたまに様子を見に来てくれている」と話し、同居している認識はなかった」と言っているようである）

|  |
| --- |
| 【要確認事項】①　長男が保護の対象外となっていた理由②　前住居で保護を利用していたときの長男の扱い |

ウ　保護費の窓口払い

　通常は、保護費は振込にしているところが多くなっている。本世帯に何らかの課題があったことから窓口払いにしていた可能性があったがその理由

|  |
| --- |
| 【要確認事項】* 保護費を窓口払いにしていた理由、また現金払いの唯一のメリットともいえる安否確認機能が軽視されたのはなぜか？

（参考）窓口現金払いについて■窓口で現金払いとしているのは、次のような場合である。・保護開始直後で振込の手続きが未了・口座を所持していない、つくれない・現金支給を強く希望している以上が正当な理由であるが、これ以外には次のようなものが考えられる。・訪問しても不在が続き、連絡もとれないとき・返還金があり、毎月、保護費から返還している・公共料金などを滞納しがちなのでCWが一緒に支払いをしている |

エ　水道料金の滞納と配水停止の恐れについて

　2019年7月の現住居での保護開始以降、水道料金を支払ったのは同月の１回だけである。水道は公共料金の中でも最後に停止される。水が無ければ生存自体が危うくなる。相当の困窮状態であったことが窺われる。福祉事務所としては水道料金がこれほど滞るということは異常事態として少なくとも2019年秋には支援を抜本的に強化すべきであったと思われるが、どのような対応をしたのかを確認する必要がある。

|  |
| --- |
| 【要確認事項】* 福祉事務所は水道料金の滞納の事実等を把握していたか。
* 2019年秋ころの本世帯の生活状況をどのように把握していたか。
 |

オ　2019年12月26日に母親が1月分保護費を受け取りに来なかったこと及びそれ以降の、福祉事務所の対応

①　2019年12月26日保護費支払日の対応

相当の困窮状態であるにもかかわらず、年越しの費用ともなる1月分保護費を受け取りに来ないのはそれだけでも異変を感じさせる。市は一応訪問しており、「水道局へ水道料金の納付状況を確認。」したとしているが、この時点で水道料金の滞納は続いており、また1月8日には水道局が配水停止予告を発する直前であったのだから、福祉事務所がどのような「確認」をしたのかを確認する必要がある。

|  |
| --- |
| 【要確認事項】○福祉事務所は「本人」に電話したがつながらなかった。そのため「本人」の母に電話し、伝言を依頼した、などしたため対応に問題なかったとしている。しかし、この対応では、「本人」の安否、状況はまったく確認できていない。緊急を要する事態なのか、そうではなく長期休業に入っても支障がない状況なのか、判断がつかないまま放置することになっている。なぜ、このような形だけの対応で終ったのか。 |

②　2020年1月8日の家庭訪問時の対応

|  |
| --- |
| 【要確認事項】○年始の業務開始日の1月6日には訪問し、「本人」の母等からも状況を聴取しても安否が確認できないのであれば、遅くともこの時点で室内に立ち入る必要があった。しかし福祉事務所は、この時も「本人」の母へ伝言を依頼しただけで済ませている。緊急性がまったくないと判断しているのか、きわめて不可解な対応である。なぜ、このような形だけの対応で終ったのか。 |

③　1月15日の水道の配水停止処置。

配水停止されたことを福祉事務所は把握していたのかどうかも確認する必要がある。この時点で配水停止を知っていたのならば、家庭訪問して何らかの対応が出来たのではないか。母親を救助できた可能性がある。

|  |
| --- |
| 【要確認事項】* 停水情報を福祉事務所は把握していたか？把握していなかったとすればその理由。
 |

④ 2020年2月10日の家庭訪問

部屋まで入って確認すれば、少なくとも長男だけでも救助できた可能性がある。

|  |
| --- |
| 【要確認事項】* 2月10日の家庭訪問時になぜ部屋まで入って実態を把握しようとしなかったのか？
 |

カ　2020年2月18日付の保護の廃止処分について

　保護の廃止ができるのは、①収入が保護基準を上回るような場合（生活保護法26条）や、福祉事務所の指導指示に従わない場合（②同27条指示違反による62条による廃止。③同28条違反）の３つの場合だけである。「失踪」は廃止理由にはならない（仮に連絡が取れなくてもそれだけでは要保護性が消滅したとはいえないから）。少なくとも、仮に連絡がつかないような場合には、「連絡してください」という指導指示を発して、それでも何らかの応答がない場合に指示違反による廃止という手続きを踏む必要がある。

　結果的には、2月18日時点では、すでに両名は亡くなっていた可能性が高いが、この廃止処分には手続的瑕疵がある。

|  |
| --- |
| 【要確認事項】○保護廃止理由は何か（毎「行方不明になったとみなし」とある） |

（２）生活困窮状態の共有や連絡、連携、対処の問題

ア　2019年8月以降の度重なる水道料金の滞納や、1月15日に水道の給水がストップした時の対応

　水道局から福祉事務所若しくは生活困窮者自立支援窓口に連絡が行って然るべきだが、この点はどうだったのか。

（参考）生活困窮者自立支援法第八条

　　　　都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該　生活困窮者に対し、

この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ず

るように努めるものとする。

　　※同法は、行政機関（水道局も含む）が生活困窮情報（水道料金の滞納による給

水の停止等）を把握したときは、自治体の生活困窮相談窓口（八尾市にもあるはず）

に通報するべき努力義務を定めるもの。この情報が生活困窮窓口に来ていれば、同

窓口が自ら動くか、生活保護担当部局へ情報提供して、2019年8月以降、そして1

月15日時点で当該世帯の急迫状況が把握でき、家庭訪問等により、少なくとも長

男の救済の可能性はあったのではないか。

　 ※なお、生困法に規定される前から、本件のような死亡事例が起きるたびに、国は通知を出している（参考資料参照）。

|  |
| --- |
| 【要確認事項】* 水道料金滞納情報、停水の可能性情報等は福祉事務所は把握していたか？把握していなかったのであればその理由。
 |

イ　介護のケアマネージャーが発見していること

　当該世帯は介護ベッドの給付を受けており、ケアマネージャーは３カ月に１度訪問し、１カ月に１度は電話していた。２月で介護ベッドの更新が切れるということで、２月１２、１３日に訪問したが、応答がなかった。２２日に来ても応答がない。ドアを開けようとしたら、無施錠だったので覗いてみたら、倒れているのが見えたとのことである。

ケアマネから福祉事務所への連絡等はどうだったかも確認する必要がある。

|  |
| --- |
| 【要確認事項】○ケアマネからの本世帯の情報（「本人」に連絡がつかないなど）を福祉事務所は把握していたか。把握していなかったのならばその理由。 |

【参考資料】

○「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連携強化の徹底について」

平成２４年２月２３日付社会・援護局長通知（都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛）発出時の厚労省のプレスリリース

生活に困窮された方の把握や必要な支援のために、地方自治体の福祉担当部局とライフライン事業者等の関係機関が連携の強化を図るよう、従来より、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」（平成13年3月30日社援保発第27号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）にてお願いしてきました。

　しかしながら、今般、生活に困窮され、社会的に孤立された方が公共料金等を滞納し、ライフラインの供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生していることから、これまで周知してきた連携の強化の趣旨を改めて徹底するとともに、生活に困窮され、社会的に孤立された方の情報が着実に必要な支援につながるよう、新たに、地方自治体の福祉担当部局に情報を一元的に受け止める体制を構築するよう、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」により平成２４年２月２３日付けで、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛て通知しました。

　なお、事業者等と福祉担当部局等との連携がより円滑に行われるようにするための具体的な方策について更に検討していくこととしています。

以上